

《鳴門市農業委員会 1月総会 議事録》

開催日時 令和3年1月28日(木) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階 第2会議室

出席委員

1番	石園 順市	2番	稲木 伸顕	3番	井上 富夫
4番	大西 善郎	5番	小川 佳	6番	里見 廣治
7番	高田 吉敏	8番	竹村 昇	9番	谷口 清美
10番	中井 弘	11番	濱堀 秀規	13番	林 博子
14番	平瀬 惣一	15番	廣瀬 元則	16番	藤江 厚子
17番	藤本 詳治	18番	増金 義文	19番	松浦 秀樹
20番	向 栄治				

欠席委員 12番 林 恭子

議 案

議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について(農林水産課)	
利用権設定(農地中間管理機構)	14件
議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について	2件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について	4件
議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について	1件

報 告

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	6件
②農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	3件
③農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	4件
④農地法第18条第6項の規定による通知について(経営基盤法)	2件
⑤徳島県農業会議常設審議委員会への諮問案件結果報告について	1件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただ今から令和3年1月の農業委員会を開会いたします。
開会にあたりまして谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。
それではまず、事務局より委員定数のご報告をいたします。
委員定数20名の内、出席委員19名、欠席委員1名であり、過半数に達しております。
よって、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立していることをご報告申し上げます。
それでは、この後の進行につきましては、谷口会長様よりお願いいたします。

谷口会長 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を選任します。
本日の議事録署名人は、18番 増金委員、19番 松浦委員をお願いいたします。
それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。
まず、『議案第1号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議に入ります。
この案件について、所管の農林水産課からの説明をお願いします。

農林水産課係長 <1. 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画について >
・ 利用権設定（農地中間管理機構） 14件 について説明

谷口会長 ただいまの説明について、ご質問・ご意見等あればお願いします。

竹村委員 中間管理機構を通すとどのようなメリットがありますか。

農林水産課係長 この賃借については中間管理機構を通して行うので、支払いなども一括してできます。

竹村委員 貸主はお金をもらえますよね。

農林水産課係長 そうですね。全員が全員というわけではありませんが、条件を満たせば協力金という形で金額は交付されます。

竹村委員 借主は何もないのですか。

農林水産課副課長 今年度から県の補助金事業で、中間管理事業を使ってある程度の面積を利用増進されている実績があれば、機械を購入するための補助金等がもらえる制度ができています。

竹村委員 はいわかりました。

谷口会長 わからないことはまた中間管理機構にお願いしてお話しを聞かせてもらうことも可能です。それでは他のご意見等はないようでございますので、採決いたします。
『議案第1号』について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 それでは、『議案第1号』につきましては原案どおり承認といたします。
次に、『議案第2号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <2. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について >
・申請番号1～2について申請内容説明

谷口会長 次に地元委員さんよりご意見を申し上げます。
まず、申請番号1番の案件について地元委員さんご意見お願いいたします。

平瀬委員 14番。譲受人は現在大津町で梨を栽培している農家です。
申請地については、現在休耕地となっておりますが、取得後は梨を栽培する計画です。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただいま、地元委員さんからの、ご意見をいただきました。
申請番号1番について、採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番について、原案どおり許可といたします。
次に、申請番号2番の案件について、地元委員さんからのご意見を申し上げます。

竹村委員 8番。譲受人は大麻町で蓮根を栽培している農家です。
申請地については、以前から譲受人が借り受けて蓮根を栽培しておりましたが、この度贈与の話がまとまったため、今回の申請となりました。取得後も、同様に蓮根を作付けする計画です。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただいま地元委員さんからの、ご意見をいただきました。
申請番号2番について、採決いたします。許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号2番について、原案どおり許可といたします。
以上で『議案第2号』については、全てご審議いただきました。
次に『議案第3号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <3. 農地法第5条の規定による許可申請について 4件>
・申請番号1～4について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見ををお願いします。
申請番号1番の案件について、地元委員さんご意見お願いいたします。

谷口会長 9番。申請地は、JR池谷駅から北西にある農地です。
この農地は、以前は田でした。その後地上げをして梨栽培をしておりましたが、耕作者がなくなり耕作はされていません。その後、梨の木を撤去し、長年耕作放棄地になっておりました。
譲受人は、太陽光発電設備敷地を計画していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき売買契約が纏まったため、今回の申請となりました。
計画では、転圧による整地を行い、施設周囲にフェンスを新設することにより被害防除を図ります。排水については雨水のみで地下浸透にて対処する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地はJR池谷駅から北西へ約315mに位置しており、10ha以上の広がりがある農地ですが、市街地化が見込まれる地区と判断できることから第2種農地に該当します。

今回の契約の件につきましては、先ほど担当委員さんの方からおっしゃっていただいた通りとなっております。

事業計画では、太陽光発電パネルを240設置、49.5kwの発電出力が見込まれております。

本設備は令和2年9月に10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力株式会社との電力受給契約については令和2年10月になされております。

事業計画におきましても、先ほど担当委員さんから説明いただいたとおりとなっております。

資金計画も妥当であり、代替となる土地もないこと、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号1番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番については原案通り承認することといたします。
次に、申請番号2番の案件について、地元委員さんよりご意見をお願いします。

竹村委員 8番。申請地は、JR勝瑞駅から北西にある農地です。
申請人は、阿南市に本店を置く会社で、大麻町市場の鳴門工場にて事業を行っています。農地転用申請については、全ての転用について工事を完了しています。
今回、勤務する従業員や令和2年11月の新工場完成等による従業員の増加及び近隣住民にとってより良い工場施設となるよう考慮した結果、緑地を広げることが必要であると判断したため本申請となりました。
事業計画では、整地を行い、緑化用の樹木を栽培します。排水については雨水のみで地下浸透にて対処する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただいま地元委員さんからのご意見いただきました。
次に、事務局より農地法の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、JR勝瑞駅から北西へ約1.2km、旧吉野川と住宅に囲まれた農地で10ha未満の広がりのない第2種農地に該当します。
今回の申請に至った経緯、また事業計画につきましては、先ほど担当委員さんからおっしゃっていただいたとおりとなっております。
他に適当な土地もなく、周囲への影響も軽微であることから事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号2番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号2番については原案通り承認することといたします。
次に、申請番号3番の案件について、地元委員さんよりご意見をお願いします。

井上委員 3番。申請地は、極楽寺から南東にある農地です。
借人は、太陽光発電設備敷地を計画していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき地上権設定による契約が纏まったため、今回の申請となりました。
計画では、転圧による整地を行い、施設周囲にフェンスを新設することにより被害防除を図ります。排水については雨水のみで地下浸透にて対処する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただいま地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、極楽寺から南東へ約410mに位置しており、JR 高徳線と宅地及び寺前谷川に囲まれた10ha未満の広がりがない農地であり第2種農地に該当します。
今回の申請に至った経緯、また事業計画につきましては、先ほど担当委員さんからおっしゃっていただいたとおりとなっております。
計画では、太陽光発電パネルを110枚設置、49.5kwの発電出力が見込まれております。
本設備は令和3年1月に10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力株式会社との電力受給契約も令和2年12月になされております。
資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地等への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号3番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号3番については原案通り承認することといたします。
次に、申請番号4番の案件について、地元委員さんよりご意見をお願いします。

井上委員 3番。申請地は、極楽寺から南西にある農地です。
借人は、太陽光発電設備敷地を計画していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき地上権設定による契約が纏まったため、今回の申請となりました。
計画では、転圧による整地を行い、施設周囲にフェンスを新設することにより被害防除を図ります。排水については雨水のみで地下浸透にて対処する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただいま地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、極楽寺から南西へ約620mに位置しており、県道 鳴門池田線と宅地及び山林で囲まれた10ha未満の広がりがない農地であり第2種農地に該当します。

今回の申請に至った経緯、また事業計画につきましては、先ほど担当委員さんからおっしゃっていただいたとおりとなっております。

計画では、陽光発電パネルを260枚設置し、49.5kwの発電出力が見込まれております。

本設備は令和3年1月に10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力株式会社との電力受給契約も令和2年12月になされております。

資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地等への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。

申請番号4番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号4番については原案通り承認することといたします。

以上で、『議案第3号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第4号』相続税の納税猶予に関する適格者証明についての審議に入ります。

まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <4. 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 1件>

・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。

申請番号1番の案件について、地元委員さんお願いします。

事務局係長 地元委員の林さんが今月欠席されていますので、事務局の方から代わりに意見をお伝えさせていただきます。

申請者は大津町で甘藷を生産する農家です。

申請地には甘藷が作付けされており、今後も農業経営を続けていく意思も確認できていることから、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

申請番号1番について採決いたします。許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 無いようでございますので、申請番号1番については原案通り承認することといたします。
以上で、『議案第4号』については、ご審議いただきました。
次に、『議案第5号』報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長 <5. 報告事項 16件>

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	6件
②農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	3件
③農地法第5条第1項第6号の規定による通知について	4件
④農地法第18条第6項の規定による通知について（経営基盤法）	2件
⑤徳島県農業会議常設審議委員会への諮問案件結果報告について	1件

谷口会長 ただ今、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。
無いようでございますので、『議案第5号』報告事項については、原案どおり承認すること
といたします。
以上で本日の議案については全てご審議いただきました。その他何かございますか。
それでは、これをもちまして令和3年1月の総会を終了いたします。
ありがとうございました。

閉会 14時37分
令和3年1月28日

会 長 谷 口 清 美

議事録署名者 増 金 義 文

議事録署名者 松 浦 秀 樹